

## 小中学生を対象とした「埼玉しごと発見」事業業務委託 に係る企画提案競技実施要項

小中学生を対象とした「埼玉しごと発見」事業業務委託に係る企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。

### 1 委託する業務の目的

この業務は、埼玉県（以下「県」という。）が県内の様々な仕事を紹介する小中学生向けの動画を制作し公開することで、小中学生の勤労観及び職業観を育み、将来の職業選択の幅を広げることがを目的とする。

### 2 委託期間

契約日から令和4年2月28日まで

### 3 上限額

13,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※予定価格は上限額の範囲内で別に定める。

### 4 参加資格

次の（1）から（7）までに該当する者。

- （1）小中学生向け動画の制作経験のあるスタッフを確保できる事業者。
- （2）県内に事業所等の事業の拠点を置く者であること。
- （3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （6）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （7）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

## 5 スケジュール

令和3年5月13日(木)	実施要項等の公表
令和3年5月17日(月) 17:00	業務委託に係る質問書の受付期限
令和3年5月19日(水) 17:00	業務委託に係る質問への回答期限
令和3年5月21日(金) 17:00	企画提案競技参加申込書の提出期限
令和3年5月27日(木) 12:00	企画提案書等提出期限
令和3年6月3日(木)	企画提案審査会実施

## 6 質問事項の受付

この要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

### (1) 質問方法

様式1「小中学生を対象とした「埼玉しごと発見」事業業務委託に係る質問書」に記入の上、電子メール又はFAXで送信すること。

(送信先) 電子メール a4590-01@pref.saitama.lg.jp

FAX 048-830-4853

### (2) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページにて公表する。

なお、簡易な確認を除き、電話による質問には応じない。

### (3) 受付期限と回答期限

受付期限 令和3年5月17日(月) 17:00

回答期限 令和3年5月19日(水) 17:00

## 7 企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、様式2「小中学生を対象とした「埼玉しごと発見」事業業務委託に係る企画提案競技参加申込書」を提出すること。

### (1) 提出方法

電子メールによる。

### (2) 提出先

埼玉県 産業労働部 産業人材育成課 委託訓練・連携推進担当

E-mail : a4590-01@pref.saitama.lg.jp

### (3) 提出期限

令和3年5月21日(金) 17:00 必着。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

#### ア 企画提案書

様式は任意とするが、「8（3）企画提案書の記載事項（企画提案の内容）」及び仕様書に基づき作成する。

#### イ 委託料の見積書（様式任意）

- ・総額及び項目ごとの内訳（動画撮影・編集、テキスト制作、人件費等）が分かるものとし、その性質上、一式で計上するものを除き、全て単価を計上する。
- ・内訳は税抜で記載し、消費税及び地方消費税額と税込金額を記載する。
- ・件名は「小中学生を対象とした「埼玉しごと発見」事業業務委託料」とする。
- ・宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とする。
- ・法人等名、代表者氏名、担当者所属・氏名を記載する。

#### ウ 法人等の概要（様式3）及び法人等の概要が分かるパンフレット等

#### エ 登記事項証明書（提案日前3か月以内に取得したもの。）

#### オ 決算関係書類（直近1年分の貸借対照表及び損益計算書）

#### カ 企画提案競技の参加に関する誓約書（様式4）

### (2) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

#### ア 提出方法

全ての書類をPDF化し、ファイル送受信システムの引き取り便に添付して提出する。（1）ア～カの書類は、それぞれ別ファイルとすること。提出の準備が整い次第、下記担当から引き取り便を送付するので、電子メール及び電話で連絡すること。

#### イ 提出先

埼玉県 産業労働部 産業人材育成課 委託訓練・連携推進担当

E-mail : a4590-01@pref.saitama.lg.jp

#### ウ 提出期限

令和3年5月27日（木）12:00 必着。

#### エ その他

- ・企画提案書等の提出は1提案者につき1提案に限り、複数の提案はできないものとする。
- ・企画提案書等の提出後は、特段の理由が認められない限り、その内容を変更することはできない。また、企画提案書等は返却しない。

- ・提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りでない。
- ・企画提案書等の作成・提出に係る経費は、提案者の負担とする。
- ・提出期限内に全ての提出書類がそろわない場合や不備がある場合は、企画提案に参加できない。
- ・提出期限後の書類の再提出、差替えは原則として認めない。

(3) 企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

仕様書に記載した内容を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

ア 基本方針とアピールポイント

本業務の目的を踏まえ、全体の基本方針と本業務を実施する上で特に重要と考える提案のポイント、特徴を記載する。

イ 動画の制作

仕様書に沿って次の動画の種類ごとにスケジュール（想定・概略で可）、構成、内容骨子等を記載する。

① 小学生向け動画

実際に企業を撮影、取材した8業種（中学生向け動画参照）の素材を活用し、次の3つのテーマごとに制作する動画の内容のポイントやわかりやすく興味を持たせる手法の工夫等を記載する。

a 働くことの意味を考える

- ・働くということを理解し、経済的自立のためだけでなく、仕事の社会貢献性や働く楽しさについて理解できる内容とする。
- ・実際に働く人がどのような思いで仕事に取り組んでいるのか分かる内容とする。

b 学校生活や普段の生活と仕事の関わり

- ・現在の学校の生活が働くことにつながることを伝え、各教科学習や学校行事、授業を通じた活動への意欲向上に資する内容とする。
- ・普段の生活や身近なものと仕事（働くこと）の関連を考え、仕事を身近に感じられるものとする。

c 自分を知ることと仕事のつながり

- ・自分の個性や長所、興味・関心が将来の仕事につながる可能性があることを伝え、自分を見つめ理解する大切さを伝える内容とする。
- ・想定される興味・関心、個性がどのような仕事につながるのかを参考としてとりあげること。その際、単純に思いつくものではなく、連想してつながるものを取り上げる等、職業の幅が広がるような仕事を取り上げること。

- ② 中学生向け動画
  - I 製造業
  - II サービス業
  - III 医療、福祉
  - IV 建設業
  - V 運輸業、郵便業
  - VI 卸売業、小売業
  - VII 情報通信業
  - VIII 教育、学習支援業

上記8業種について、それぞれの動画制作の視点、構成、全体としてのつながり、職業選択の幅が広がる工夫等について記載する。

- ③ 体験型動画

撮影対象として決定した企業のうち、I 製造業に該当する企業の現場について、構成や楽しみながらものづくりへの興味関心を高める工夫等について記載する。

#### ウ 撮影・編集・管理体制

- ① 撮影・編集等制作体制

動画及びテキスト等制作に必要なディレクター、カメラマン、ビデオエンジニア、編集者等の体制（人数・経験・実績等）について記載する。

- ② 管理体制

以下の体制について記載する。

- ・個人情報等の機密情報管理
- ・トラブル対応等の危機管理
- ・苦情処理

#### エ 動画の制作に係る撮影企業の選定・決定

- I 製造業
- II サービス業
- III 医療、福祉
- IV 建設業
- V 運輸業、郵便業
- VI 卸売業、小売業
- VII 情報通信業
- VIII 教育、学習支援業

それぞれの業種について1社以上選定する際の募集方法、選定基準、選定方法等について記載する。

## オ テキスト等の作成

作成スケジュール、構成、概要等について提案する。

### ① テキスト等の作成

- a 解説テキスト（児童・生徒用）
- b ワークシート（児童・生徒用）
- c 利用マニュアル

それぞれ、作成のポイント、構成、概要、体裁等について記載する。

### ② 県ホームページに使用する画像制作

- a 各動画のサムネイル
- b 動画説明の概要（小学生用・中学生用・VR動画）
- c バナー等

それぞれ、制作ポイント、イメージ等について記載する。

## 9 委託候補者の選定

委託先の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が当該業務の委託業者審査会（以下、審査会という。）においてプレゼンテーションを行い、審査会が提案内容を総合的に審査し、評価が高かった提案者を委託候補者として選定する。審査会はオンラインで実施する。

企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査会の議決により選定する。

なお、参加資格を有する参加者の数が5者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施する。書面審査の結果については令和3年6月1日(火)までに通知する。

## 10 企画提案審査会の開催

### (1) 日程等

令和3年6月3日（木）に開催する。プレゼンテーション及び質疑応答はオンラインで行う。時間・方法等については、決まり次第、企画提案競技参加申込者に通知する。

### (2) 内容

「8（1）ア・イ」の書類に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答。

### (3) プレゼンテーションの時間

1者当たり原則10分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行う。

### (4) 出席者

1者につき2名以内とする。

(5) 審査項目

審査項目は次のとおりとする。

- ア 業務目的を十分に理解し、適切な基本方針が示されているか。
- イ 本業務を実施する上で必要な人員（人数、人選等）、組織体制が備わっているか。
- ウ 個人情報等の機密情報管理、トラブル対応等の危機管理、苦情処理体制は適切か。
- エ 小学生向け、中学生向け、体験型の制作動画それぞれについて、制作趣旨を理解し、対象・用途が適切で、わかりやすく興味を引く工夫がなされているか。
- オ 動画の内容は小学5・6年生、中学生それぞれのキャリア教育に資するものか。
- カ 体験動画の内容は、小中学生が県内のものづくりを知り、興味を持てるような提案となっているか。
- キ 作成する解説・ワークシート・マニュアルは、動画の内容の理解を進め、授業等で使えるものとなっているか。
- ク 県ホームページに使用する画像は動画のPRに適したものであるか。
- ケ 撮影企業の選定、決定方法は、県内の特色ある企業や働きやすい環境整備を目指す企業に配慮する方法となっているか。
- コ 提案金額は予定価格の範囲内であり、費用対効果に優れた積算となっているか。

(6) 審査結果の通知

審査終了後、全ての提案者に審査結果を文書で通知する。

(7) 留意点

- ア 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず、失格とする。
- イ 原則として決定後の契約辞退はできない。

## 11 委託契約の締結

審査委員会で選定された契約予定者は委託契約締結に向け、県と協議を行う。協議が整った際は、契約予定者から改めて見積書を徴取し、随意契約による委託契約を締結する。